

別添2 対象事業の位置等

別添 2-1 位置又は実施区域

- 1 実施区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-1 (9)
- 2 神奈川県環境影響評価条例による地域区分・・・・・・・・2-1-6 (14)

別添 2-2 位置又は実施区域及び周辺地域の環境の特性

- 1 社会的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-1 (15)
- 2 自然的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-171 (185)
- 3 その他の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2-251 (265)

別添 2-3 環境の特性に基づき配慮しようとする内容

- 1 環境の特性に基づき配慮しようとする内容・・・・・・・・2-3-1 (279)
-

別添2-1 位置又は実施区域

1	実施区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1-1 (9)
2	神奈川県環境影響評価条例による地域区分・・・・・・・・	2-1-6 (14)

1 実施区域

対象事業の実施区域（以下、「事業実施区域」という。）が位置する横須賀市は、図 2-1-1 に示すとおり、神奈川県南東部の三浦半島の中心部に位置し、東は東京湾、西は相模湾に面し、南は三浦市、北西から北にかけては葉山町、逗子市、横浜市に接している。市域は、東西に約 15km、南北に約 16km、面積は 100.81km² で東京都心から 50km 圏内にある。主要部の地形は、標高 100～200m 内外の起伏の多い丘陵地及び山地からなり、広い平地の少ない地形となっている。

また、図 2-1-2 に示すとおり、事業実施区域は横須賀市新港町、平成町地先海域及び地内陸域となっている。横須賀港は、神奈川県中央部より南東へ突き出した三浦半島の東岸、東京湾口部にある。海岸線は多数の入江を形成し、水際近くまで水深が深い。背後は高さ 50～100m 前後の起伏ある丘陵に囲まれ、開口部が狭隘であることから、天然の良港となっている。港内は波が穏やかで、湾奥は外海に面した相模湾に比べ、台風時にあっても安全な泊地条件に恵まれ、船舶の出入に適している。横須賀港の港湾法に基づく港湾区域は、横須賀市夏島町地先最北端（北緯 35 度 19 分 49 秒、東経 139 度 38 分 26 秒）の地点、同地点から 63 度 50 分 2,470m の地点、同地点から 46 度 30 分 1,450m の地点、観音埼灯台（北緯 35 度 15 分 22 秒、東経 139 度 44 分 43 秒）から 90 度 1,000m の地点及び同地点から海嶺島燈標（北緯 35 度 12 分 43 秒、東経 139 度 44 分 07 秒）を見越し 7,000m の地点を順次に結んだ線、同地点から 290 度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面で、その面積は 55,250,000 m² であり、海岸線の延長は 61,000m である。



図 2-1-1 神奈川県における事業実施区域の位置



図 2-1-2 横須賀港位置図

横須賀市域図は図 2-1-3 に示すとおりであり、事業実施区域はうみかぜ公園前面で、沖合には猿島が位置している。事業実施区域背後には国道 16 号が東端の観音崎まで続いており、JR 線、京急線が横須賀市内を通っている。事業実施区域東側には海つり公園、馬堀海岸がある。

また、事業実施区域北西側には米軍施設、海上自衛隊横須賀地方隊が存在している。

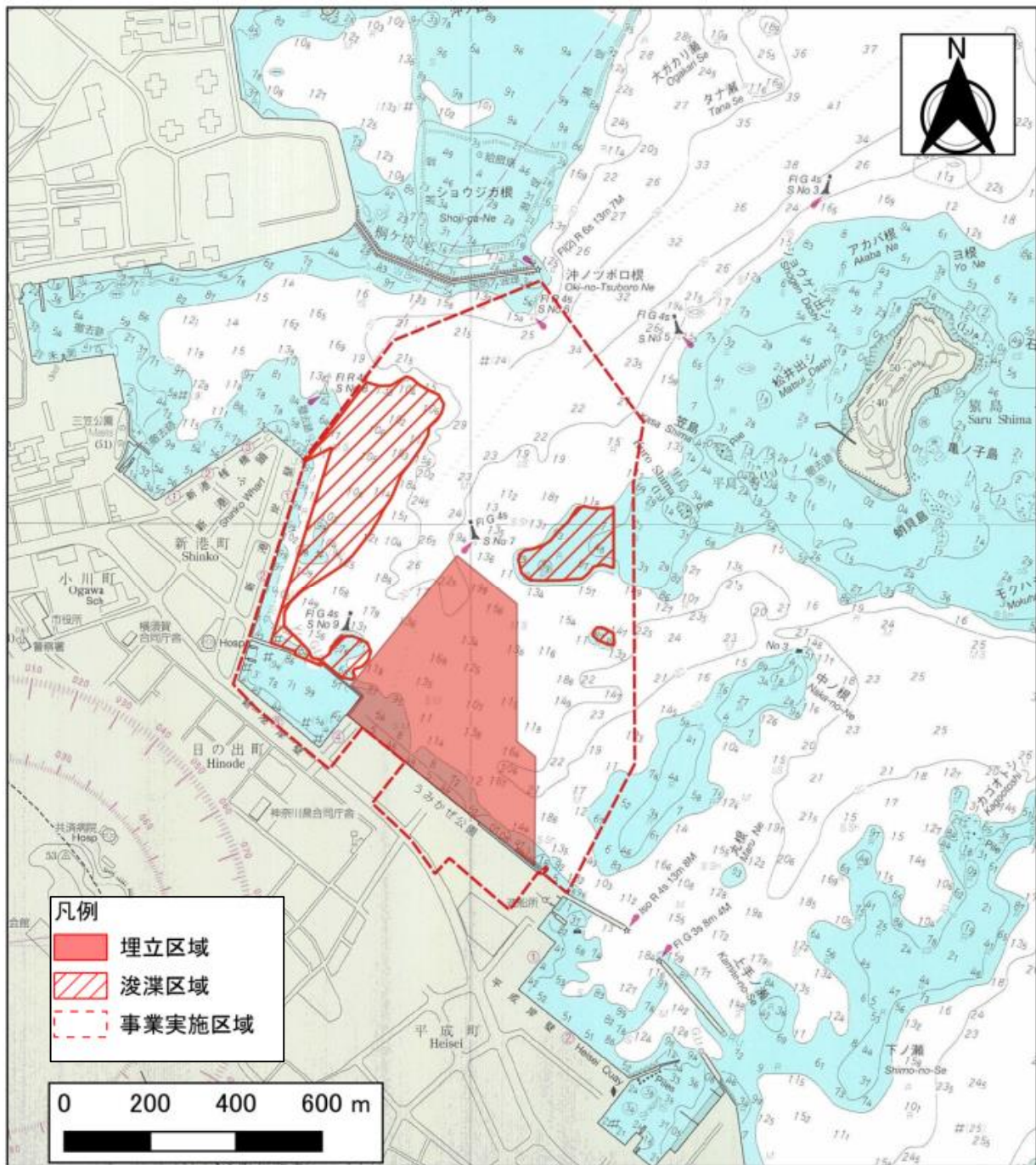
図 2-1-4 は事業実施区域周辺の水深を示しており、沖側の猿島周辺は 10m 以浅の浅場が存在し、埋立区域は水深の起伏が大きくなっている。

図 2-1-5 は事業実施区域と空中写真を重ね合わせたものであり、事業実施区域背後は横須賀市街地が広がっている。



出典：「横須賀港パンフレット」（令和 4 年度発行、横須賀市）をもとに作成

図 2-1-3 横須賀市域図



出典：「海図 W1083」（2018 年 2 月刊行、海上保安庁）をもとに作成

図 2-1-4 事業実施区域位置



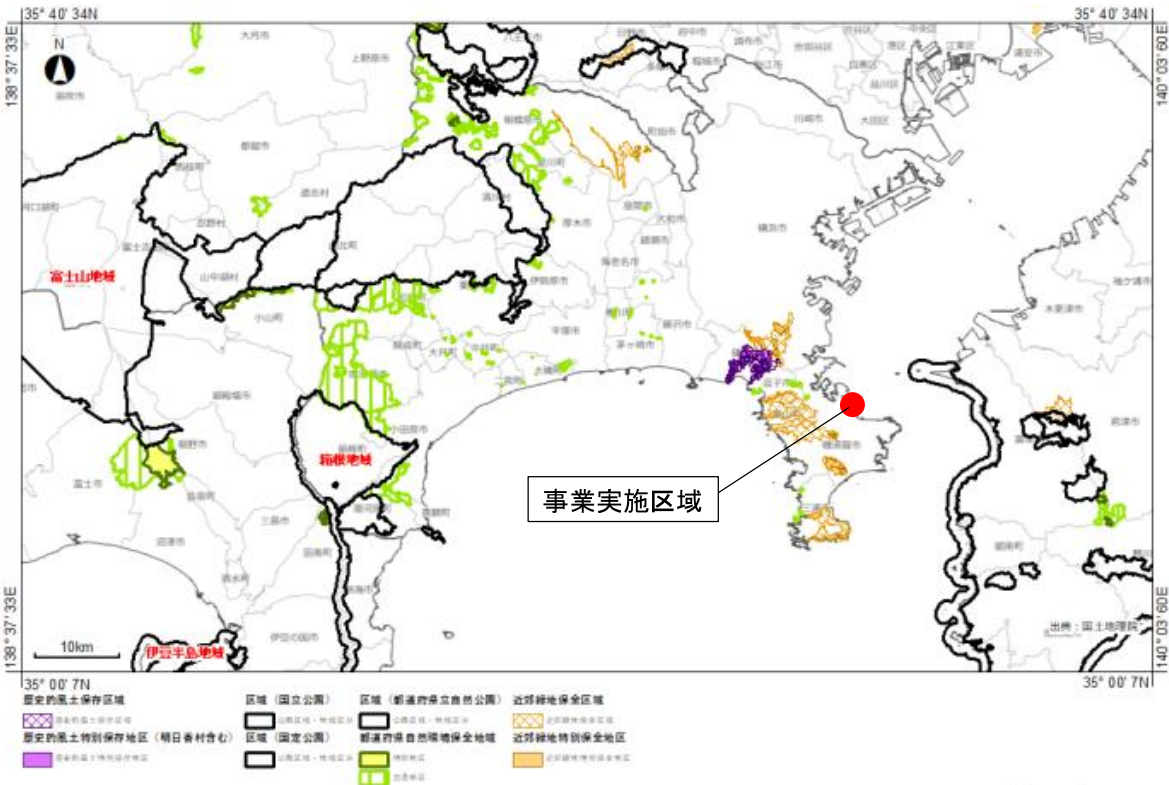
2 神奈川県環境影響評価条例における地域区分

事業実施区域は、「神奈川県環境影響評価条例」（昭和 55 年 10 月 20 日神奈川県条例第 36 号）による地域区分によれば、表 2-1-1 に示すとおり、「その他の地域」に該当する。また、神奈川県環境影響評価条例に示される地域区分の指定状況は図 2-1-6 に示すとおりであり、事業実施区域は指定地域に該当していないことがわかる。

表 2-1-1 神奈川県環境影響評価条例による地域区分

区分	指定地域	対象事業の該当
甲地域	1. 国立公園特別地域	—
	2. 国定公園特別地域	—
	3. 県立自然公園特別地域	—
	4. 歴史的風土特別保存地区	—
	5. 自然環境保全地域特別地区	—
	6. 県自然環境保全地域特別地区	—
	7. 近郊緑地特別保全地区	—
乙地域	1. 国立公園普及地域	—
	2. 国定公園普及地域	—
	3. 県立自然公園普及地域	—
	4. 歴史的風土保全区域（特別保全地区を除く）	—
	5. 自然環境保全地域普通地区	—
	6. 県自然環境保全地域普通地区（特別地区を除く）	—
	7. 近郊緑地特別保全区域（特別保全地区を除く）	—
その他の地域	甲地域及び乙地域以外の地域	○

注：○：該当地区、—：該当しない地域



出典：環境アセスメントデータベース（<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>）をもとに作成

図 2-1-6 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等